

法人税申告書の最終チェック（平成 29 年 5 月以降申告対応版）の訂正

昨年 11 月 28 日に公布されました消費税の増税延期に伴う措置を施した一連の税制改正法により、地方法人税及び地方税の改正時期が延期されました。これに関連し、次のとおり訂正いたします。ご迷惑をおかけしますこと深くお詫び申し上げます。

① 1 ページの「平成 28 年度法人税改正の主なもの」の「1 法人税率の引下げ他」の(3)を次のとおり訂正してください。

(3) 地方法人税の税率は、現行の 4.4%から 10.3%に引き上げられ、平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度より適用される。

② 2 ページの「平成 28 年度法人税改正の主なもの」の「7 地方税の税率の改正（参考）」の(2)及び(3)を次のとおり訂正してください。

(2) 地方法人特別税の税率引上げと廃止

28 年度から地方法人特別税の税率が 93.5%から 412.2%に引き上げられ、平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度に廃止される。

(3) 法人住民税の税率の引下げ

平成 31 年 10 月 1 日以後開始事業年度より道府県民税の標準税率が現行の 3.2%から 1.0%に、市長村民税の税率が 9.7%から 6.0%に引き下げられる。

③ 6 ページの 1 及び 2 (注 3)の「地方法人税の税率」の記述は、「平成 31 年 10 月 1 日以後開始する事業年度より 4.4%から 10.3%に引き上げられる。」と訂正してください。

④ 18 ページの 3 の記述中「なお、地方法人税は、平成 29 年 4 月 1 日以後開始事業年度より廃止される。」を「なお、地方法人特別税は、平成 31 年 10 月 1 日開始事業年度より廃止される。」に訂正してください。

⑤ 35 ページの「Column1 地方税の税率改正」を次ページのとおり改めるとともに、75 ページの 1 の(注 2)中「(29 年度は 414.2%)」は「(28 年度は 414.2%)」に訂正してください。

⑥ 186 ページの地方法人特別税の記述中「(*) 29 年度は 414.2%に引き上げられる。」を「(*) 28 年度以降は 414.2%に引き上げられる。」に訂正してください。

Column1 地方税法の税率改正

地方税の税率を以下に標準税率と制限税率を示す。なお、一定額規模以下の法人（資本金かつ所得金額による）については不均一課税の税率が各都道府県の条例で定められ、税率が低くなっている。

また、事業税では一定の規模（3以上の都道府県に事務所があり、かつ資本金が1千万円以上であると不可）以下なら軽減税率が適用できる。事業税の記載例は75ページを参照。

1 法人住民税の法人税割の税率の改正

	28年度		31年10月1日以降 ^(注1)
道府県民税	標準税率	3.2%	→ 1.0%
	制限税率	4.2%	→ 2.0%
市町村民税	標準税率	9.7%	→ 6.0%
	制限税率	12.1%	→ 8.4%

2 法人事業税（一般の所得課税法人の事業税率）

(1) 資本金1億円超の普通法人の所得割の標準税率

	27年度		28年度以降 ^(注2)
年400万円以下の所得	1.6%	→	0.3%
年400万円超800万円以下の所得	2.3%	→	0.5%
年800万円超の所得	3.1%	→	0.7%

(注) 外形標準課税の付加価値割と資本割

	27年度		28年度以降 ^(注2)
付加価値割	0.72%	→	1.2%
資本割	0.3%	→	0.5%

(2) 資本金1億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

	27年度		28年度以降 ^(注2)
年400万円以下の所得	3.4%	→	3.4%
年400万円超800万円以下の所得	5.1%	→	5.1%
年800万円超の所得	6.7%	→	6.7%

(3) 地方法人特別税の税率の改正

	27年度		28年度以降 ^(注2)
外形標準課税法人（資本金1億円超の普通法人）	93.5%	→	414.2%
所得課税法人	43.2%	→	43.2%

(注1) 税率の改正時期が、29年度から平成31年10月1日以後開始事業年度に再改正された。

(注2) 28年度以降とは、平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度を示す。地方法人特別税は平成31年10月1日以後開始事業年度に廃止される。